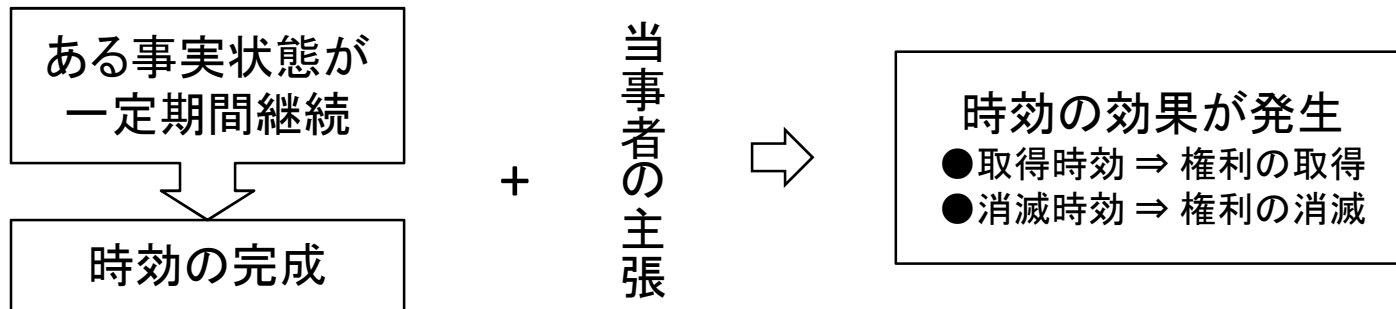


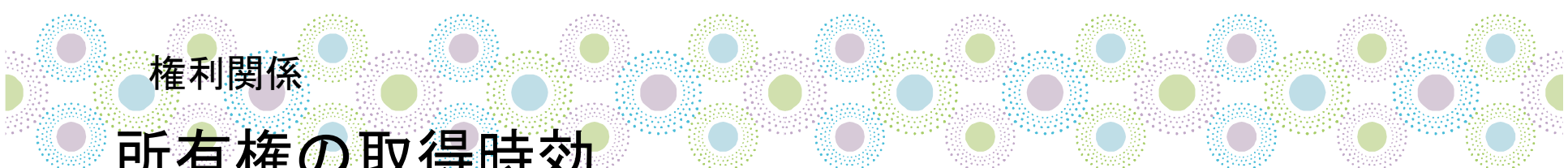
権利関係

④時効

➤ 趣旨

たとえ真実と異なっている、長期間続いてきた事実をより重視して保護しようとする制度





権利関係

所有権の取得時効

【成立要件】

「**所有の意思**」をもって、平穩かつ公然と「**一定期間**」、他人のものを「**占有**」すること

「所有の意思」： 自分が所有者であるという意思
意思の有無は、客観的に判断される

「一定期間」： 通常**20年**
占有開始時(起算日)に自分の所有物であると過信なく信じていた(**善意無過失**)場合は、**10年**

「占有」： 物を事実上所持していること(間接占有も可)

権利関係

占有の承継人

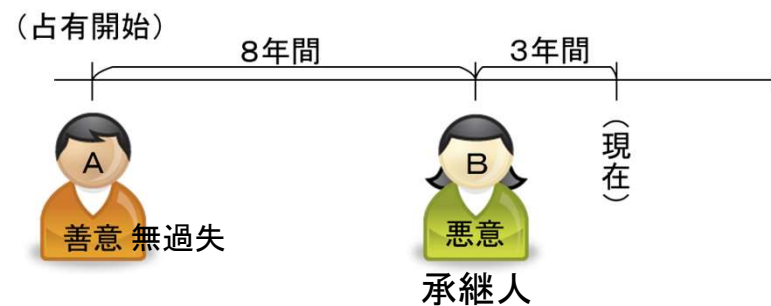
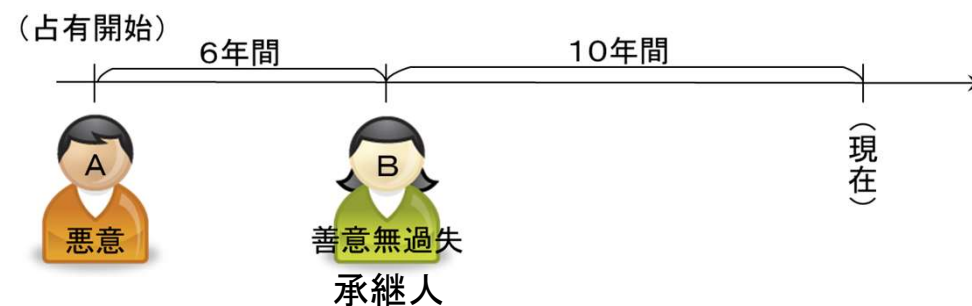
占有を引き継いだ承継人は、

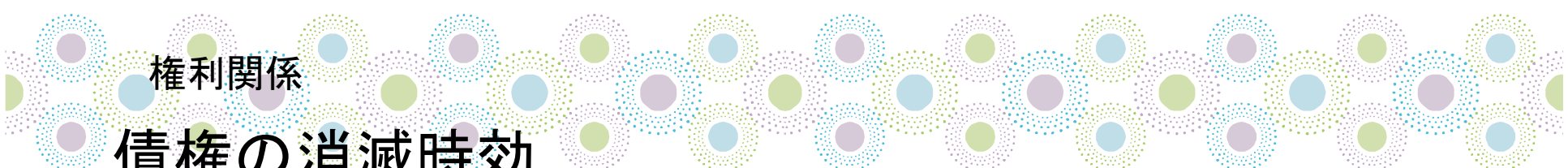
①自分の占有のみを主張

もしくは、

②自分の占有と前主の占有を合わせて主張

することができる。





権利関係

債権の消滅時効

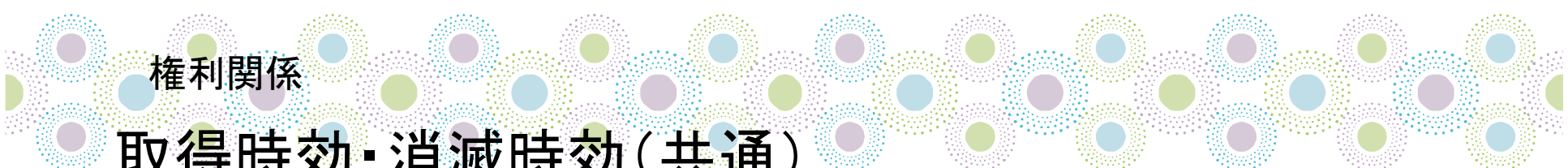
【成立要件】

「権利を行使できるとき」から「一定期間」その権利を行使しないと、時効によって消滅する

「権利を行使できるとき」：時効の起算日

債権の種類	時効の起算日
確定期限、不確定期限のある債権	期限が到来した日
期限の定めのない債権	債権が成立した日

「一定期間」：原則、10年
地上権、地役権等は、20年
※一定の日常性を有する債権は短期間(1～5年)
Ex. 診療代:3年、飲食料:1年



権利関係

取得時効・消滅時効（共通）

1. 時効の中断

時効の中断事由が発生すると、過去の時効期間は無効となり、改めて、時効の期間が進行する

【中断事由】 ①裁判所の請求 訴えの提起・支払い督促の手続きなど

②承認 債務者が自分の債務の存在を認めること

2. 時効完成の効力

効力は、時効完成時点ではなく、時効期間の起算日に遡って生じる

3. 時効の援用

時効の効力は、援用（主張）しなければ生じない

【援用権者】 時効によって直接に利益を受ける者

Ex. 連帯債務者、保証人・連帯保証人、物上保証人・抵当不動産の第三取得者など

4. 時効利益の放棄

時効が完成した場合であっても、その利益を放棄できる

但し、時効完成前には放棄できない

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「**短期宅建合格マニュアル**」を入手してください。

マニュアルは[こちら](http://akazawa-kantei.com/)のホームページから無料でダウンロードできます
<http://akazawa-kantei.com/>

なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を
参照して作成しています。

